平成27年度 ドーピング・コントロール手続 同意書

者として、甲を含む公益財団法			(5/1)	<u> 甲])</u> (> 11/10 I EE
	长人日本アンチ・ドーピング機構(以下	、「JADA」)	に加盟し	している第	競技団
体に登録するすべての競技者に	こ、世界アンチ・ドーピング規程、国際	基準、及び	が日本アン	/チ・ド-	ーピン
グ規程(以下「日本アンチ・ト	·ーピング規程等」といいます。)が適り	用されるこ	とを理解	します。	
更に、JADAウェブサイト!	http://www.playtruejapan.org/ の『U	20 未成年	同意書』	にて、日	本ア
ンチ・ドーピング規程等を含む	gドーピング検査やその後の検体の分析	、結果の管	管理その個	他の日本)	アン
チ・ドーピング規程等において	「定められる一連の手続(以下「ドーピ	ング・コン	トローバ	レ手続」。	といい
ます。)等について説明してい	るすべての内容を熟読し、理解し、 <u>甲</u> ・	へ当該内容	を指導し	た上で、	<u>甲</u> が
ドーピング検査の対象となり、	採取検体の種類を問わずドーピング検	査を受ける	ることに同	同意し、	ドーピ
ング・コントロール手続に服す	てることに対して異議を申し述べません	。また、目	本アンラ	F• F-1	ピング
規程等が随時更新されることも	ュ理解します。				
本同意は、1年度の間有効とし	⁄ 、その間(当該年度内に本人が 20 歳 (こなった場	合を除く)に親権	者が
私以外にかわった場合には、遁	産滞なく私から貴連盟に通知し、新たな	親権者から	同意を得	身ることな	を誓約
します。					
なお、ドーピング・コントロー	·ル手続においては、2015 年 1 月 1 日に	効力を発効	めした日本	はアンチ	• F-
ピング規程等で定義されている	5通り、成人と同様の手続にてドーピン	グ検査をは	はじめとす	けるドー	ピン
グ・コントロール手続が実施さ	られる旨も理解いたしました。				
また、私は、私及び甲に関する	5個人情報並びに本同意書を、ドーピン	グ・コント	ロール引	-続に使用	用する
	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
目的で、JADA、その他のフ	インチ・ドーピング機関及びその関係国	体に提供	すること	に同意し	ます。
目的で、JADA、その他のア	インチ・ドーピング機関及びその関係b	例体に提供 [、] 平成	すること 年	に同意し 月	ます。 日
目的で、JADA、その他のア	〜ンチ・ドーピング機関及びその関係 b 【親権者】				
目的で、JADA、その他のア					
目的で、JADA、その他のア	【親権者】	平成			
目的で、JADA、その他のア	【親権者】	平成	年		
目的で、JADA、その他の7	【親権者】 <u>住所:</u> <u>自署:</u>	平成	年		
目的で、JADA、その他のア	【親権者】 住所: 自署: 上記内容について確認致しま 【競技者】(甲)	平成	年		
目的で、JADA、その他のア	【親権者】 <u>住所:</u> <u>自署:</u> 上記内容について確認致しま	平成	年		
目的で、JADA、その他のア	【親権者】 住所: 自署: 上記内容について確認致しま 【競技者】(甲)	平成	年		
目的で、JADA、その他のア	【親権者】 住所: 自署: 上記内容について確認致しま 【競技者】(甲) 住所:	平成	年		
目的で、JADA、その他の7	【親権者】 住所: 自署: 上記内容について確認致しま 【競技者】(甲) 住所: 自署:	平成 上た。	卫	月	

※当書面に記載された個人情報は、ドーピング・コントロール手続目的以外では使用いたしません。